

平成29年12月13日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

# 建設・企業常任委員会資料

(平成29年12月8日付託分)

県土整備局

## 目 次

1	平成29年度11月補正予算（案）の概要	1
2	神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の概要	5
3	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の概要	6
4	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要	7
5	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要	8
6	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要	9
7	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要	10
8	港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例の概要	11
9	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】	13
10	主要地方道横須賀三崎7号橋新設（上部工）工事請負契約の概要	15
11	一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁（上部工）工事（その2）請負契約の概要	18
12	酒匂川流域下水道箱根小田原幹線2-2工区管渠築造工事請負契約の概要	21
13	県営亀井野団地公営住宅新築工事（3期-建築）請負契約の概要	24
14	湘南港の指定管理者の指定の変更の概要	27
15	葉山港の指定管理者の指定の変更の概要	27

1 平成29年度11月補正予算(案)の概要

(1) 総括表

(単位 千円、%)

内 訳 科 目	平成 29 年 度			平成28年度	11月現計 対 比 C / D
	10 月 現 計 予 算 額 A	11 月 補 正 予 算 額 B	11 月 現 計 予 算 額 A + B = C	11 月 現 計 予 算 額 D	
土 木 費	100,386,588	-	100,386,588	121,445,020	82.7
土木管理費	14,253,532	-	14,253,532	11,570,438	123.2
道路橋りょう費	38,849,860	-	38,849,860	44,123,770	88.0
河川海岸費	15,544,648	-	15,544,648	17,139,208	90.7
砂防費	7,561,509	-	7,561,509	6,763,704	111.8
港湾費	867,952	-	867,952	1,154,004	75.2
都市行政費	4,744,894	-	4,744,894	14,232,700	33.3
都市計画費	7,075,309	-	7,075,309	13,750,066	51.5
下水道費	3,960,819	-	3,960,819	4,171,531	94.9
住宅費	7,528,065	-	7,528,065	8,539,599	88.2
災害復旧費	276,313	303,657	579,970	276,448	209.8
公共土木施設 災害復旧費	276,313	303,657	579,970	276,448	209.8
一般会計計	100,662,901	303,657	100,966,558	121,721,468	82.9
流域下水道事業 会 計	22,003,673	-	22,003,673	20,936,146	105.1
県営住宅管理事業 会 計	15,591,098	-	15,591,098	16,574,220	94.1
特別会計計	37,594,771	-	37,594,771	37,510,366	100.2
県土整備局計	138,257,672	303,657	138,561,329	159,231,834	87.0

## (2) 建設事業費

(単位 千円、%)

区 分	平成 29 年 度			平成 28 年 度	29年度/28年度
	10月現計 予算額 A	11月補正 予算額 B	11月現計 予算額 A+B=C	11月現計 予算額 D	11月現計 予算額比 C/D
道路橋りょう	25,110,634	—	25,110,634	26,247,648	95.7
同国直轄事業 負担金	9,070,167	—	9,070,167	8,571,057	105.8
河川海岸	12,115,705	—	12,115,705	14,068,513	86.1
同国直轄事業 負担金	1,329,307	—	1,329,307	1,443,307	92.1
砂防	7,520,324	—	7,520,324	6,722,444	111.9
港湾	642,823	—	642,823	887,547	72.4
都市公園	1,411,476	—	1,411,476	1,453,250	97.1
市街地再開発等	3,808,102	—	3,808,102	10,451,943	36.4
鉄道	4,235,281	—	4,235,281	4,682,166	90.5
公営住宅	3,283,357	—	3,283,357	3,380,637	97.1
災害復旧	276,313	303,657	579,970	276,448	209.8
一般会計計	68,803,489	303,657	69,107,146	78,184,960	88.4

流域下水道 事業会計	5,236,545	—	5,236,545	4,936,604	106.1
---------------	-----------	---	-----------	-----------	-------

県土整備局計	74,040,034	303,657	74,343,691	83,121,564	89.4
--------	------------	---------	------------	------------	------

(3) 補正予算の事業内容

○ 災害復旧

平成 29 年 10 月 23 日に県内を通過した台風 21 号により被災した県管理の公共土木施設の復旧工事の実施

・道路被害	国道 134 号で擁壁崩壊など 3 路線	5 箇所
・河川被害	一級河川荻野川で護岸崩壊など 8 河川	13 箇所
・海岸被害	三浦海岸で護岸破損など 10 海岸	20 箇所
・港湾被害	湘南港で護岸フェンス破損など 3 港湾	27 箇所
	計	65 箇所

(4) 債務負担行為について

ア 概要

県管理の港湾施設である湘南港・葉山港では、指定管理者制度を導入しており、平成30年度末に現指定期間が満了となる。

両港では、東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技（以下「本大会」という。）に向けた準備が進められている。

今後、平成30年度のプレプレ大会の経験などを通じて、平成32年度の本大会を成功に導くため、また、県が次期指定管理者の募集を行うにあたり、本大会を通じて得られた経験を反映させるためにも、指定期間を3年間延長し、債務負担行為を設定する。

イ 設定内容

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
港湾指定管理費	493,927	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度以降の支出予定額	平成29年度～平成33年度	493,927	一般財源	493,927	

ウ 今後の予定

平成 29 年 12 月以降 指定管理者と指定期間の延長について協定を締結

## (5) 繰越明許費について

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 土木費			208,200
	2 道路橋りょう費		166,000
		道路災害防除事業費	166,000
	3 河川海岸費		24,500
		河川改修事業費	24,500
	4 砂防費		17,700
急傾斜地崩壊対策事業費		17,700	
13 災害復旧費			226,090
	2 公共土木施設 災害復旧費		226,090
		平成29年度災害復旧費	115,090
		平成29年災害復旧費	111,000
県土整備局計			434,290

2 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例では、従来から道路法施行令に準拠して、占用物件の種類ごと、所在地区分ごとに占用料の額を定めており、道路法施行令の一部改正を踏まえ、占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料の額の改定

平成27年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ占用料の額を改定する。（別表関係）

イ 所在地区分の変更

国土交通大臣が定める各所在地区分に該当する県内市町村の見直しに伴い、平塚市を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。（別表関係）

ウ 地下に設ける食事施設・購買施設等の占用料算定区分の追加

食事施設・購買施設等において、「地下に設けるもの」の占用料の算定区分を追加する。（別表関係）

エ 占用面積等の端数処理方法の精緻化

占用料の額の計算における占用物件の占用面積等の端数処理方法を、小数点以下切上げから、小数点第三位切捨てに変更する。（別表関係）

オ その他所要の規定の整備を行う。（第4条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

平成30年4月1日

イ 経過措置

占用の許可の期間が2年未満かつ施行日をまたいでいる場合の占用料は、従前の額とする。

3 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額の改定及び所在地区分の変更

使用料の額を改定するとともに、平塚市の所在地区分を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。（別表関係）

イ 使用面積等の端数処理方法の精緻化

使用料の額の計算における使用物件の使用面積等の端数処理方法を、小数点以下切上げから、小数点第三位切捨てに変更する。（別表関係）

ウ 区分の設置又は改正

神奈川県道路占用料徴収条例等の規定との整合を図るため、「共架電線その他上空に設ける線類」など従来規定のなかった区分を新たに追加するとともに、「電柱」を「第一種電柱」から「第三種電話柱」までの6区分にする等の改正を行う。（別表関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

平成30年4月1日

イ 経過措置

施行日前に許可を受けている土石の採取に係る使用料は、従前の額とする。



4 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額の改定

占用許可による使用料について、額を改定する。（別表関係）

イ 占用面積等の端数処理方法の精緻化

使用料の額の計算における占用物件の占用面積等の端数処理方法を、小数点以下切上げから、小数点第三位切捨てに変更する。（別表関係）

ウ 区分の設置又は改正

神奈川県道路占用料徴収条例の規定との整合を図るため、「電柱」を「第一種電柱」から「第三種電柱」までの6区分にする等の改正を行う。（別表関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第24条、第25条及び別表関係）

(3) 施行期日

平成30年4月1日

5 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料等の額の改定及び所在地区分の変更

占用料等の額を改定するとともに、平塚市の所在地区分を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。（別表第2関係）

イ 占用面積等の端数処理方法の精緻化

占用料等の額の計算における占用物件の占用面積等の端数処理方法を、小数点第一位又は第二位切上げから、小数点第三位切捨てに変更する。（別表第1及び別表第2関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（別表第1及び別表第2関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

平成30年4月1日

イ 経過措置

施行日前に許可を受けている土石等の採取に係る土石等採取料は、従前の額とする。

6 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、専用利用料等の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 専用利用料等の額の改定

専用利用料及び占用料について、額を改定する。（別表第1の7及び別表第2関係）

イ 専用利用料の算定方法の見直し

利用面積により専用利用料を算定する区分について、行政財産使用料の算定方法と整合化を図ることとする。（別表第1の7関係）

ウ 占用面積等の端数処理方法の精緻化

占用料等の額の計算における占用物件の占用面積等の端数処理方法を、小数点以下切上げから、小数点第三位切捨てに変更する。（別表第1の7及び別表第2関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（別表第1の7及び別表第2関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

平成30年4月1日

イ 経過措置

施行日前に許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料は、従前の額とする。

7 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料の額の改定及び所在地区分の変更

占用料の額を改定するとともに、平塚市の所在地区分を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。（別表関係）

イ 占用面積等の端数処理方法の精緻化

占用料等の額の計算における占用物件の占用面積等の端数処理方法を、小数点以下切上げから、小数点第三位切捨てに変更する。（別表関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

平成30年4月1日

イ 経過措置

施行日前に許可を受けている土石の採取に係る土石採取料は、従前の額とする。

8 港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨港地区内において指定することができる分区を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

臨港地区内において指定することができる分区にクルーズ港区を追加する。（第3条及び別表第4関係）

(3) 施行期日

公布の日

港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成17年神奈川県条例第13号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （禁止構築物）</p> <p>第3条 法第40条第1項の規定により条例で定める県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めた構築物を除く。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4) 法第39条第1項の規定により知事が指定したクルーズ港区の区域内においては、別表第4に掲げるもの</u></p> <p>第4条・第5条（略） 別表第1～別表第3（略） <u>別表第4（第3条関係）</u></p> <p><u>1 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）</u></p> <p><u>2 旅客船又は港湾の旅客に関連する海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、観光事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所</u></p> <p><u>3 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための展示施設、会議場施設、研修施設その他の共同利用施設（1の項に掲げる施設を除く。）</u></p> <p><u>4 港湾関係者のための休泊所、診療所その他知</u></p>	<p>第1条・第2条（略） （禁止構築物）</p> <p>第3条 法第40条第1項の規定により条例で定める県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めた構築物を除く。</p> <p>(1)～(3)（略） (新設)</p> <p>第4条・第5条（略） 別表第1～別表第3（略） (新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>事が指定する福利厚生施設</u></p> <p><u>5 管区海上保安本部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所</u></p> <p><u>6 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便に供する金融機関等及び保険業を行う者の店舗</u></p> <p><u>7 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便に供するホテル、旅館、商店、飲食店（これらの構築物のうち風俗営業等を行うための構築物を除く。）その他知事が指定する便益施設</u></p> <p><u>8 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便に供する給油施設</u></p>	

9 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】

(1) 改正の趣旨

市町村への権限移譲に関する地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 平成30年度の権限移譲に伴う改正

神奈川県県有財産規則に基づく旧県道の敷地である県有地のうち、市町村道の用に供されている県有地と隣接地の境界確認の事務を平塚市へ移譲するもの

イ 規定の整理

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、引用する条項番号を変更する必要があることから、所要の規定の整理を行うもの

(3) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日。ただし、(2)イについては公布の日。

事務処理の特例に関する条例（平成 11 年神奈川県条例第 41 号）新旧対照表

改 正		現 行	
(市町村が処理する事務の範囲等) 第 3 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。 (略) 別表 (第 3 条関係)		(市町村が処理する事務の範囲等) 第 3 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。 (略) 別表 (第 3 条関係)	
1～156 (略)		1～156 (略)	
157 租税特別措置法施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(2) 略 (3) 政令第 25 条の 4 第 17 項の規定により、土地等の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例に関して、資産の譲渡をした個人について、中高層耐火建築物等の取得が困難である特別な事情があるものとして認定すること。 (4)～(5) 略	横浜市、川崎市及び相模原市	157 租税特別措置法施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(2) 略 (3) 政令第 25 条の 4 第 16 項の規定により、土地等の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例に関して、資産の譲渡をした個人について、中高層耐火建築物等の取得が困難である特別な事情があるものとして認定すること。 (4)～(5) 略	横浜市、川崎市及び相模原市

改 正		現 行	
160 県有財産(道路法第17条第1項の規定により市が管理する県道及び同法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されているものに限る。)の管理に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	市町村(道路法第17条第1項の規定により市が管理する県道に係る事務にあつては、横浜市、川崎市及び相模原市に限る。)	160 県有財産(道路法第17条第1項の規定により市が管理する県道及び同法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されているものに限る。)の管理に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	市町村(平塚市を除き、道路法第17条第1項の規定により市が管理する県道に係る事務にあつては、横浜市、川崎市及び相模原市に限る。)



10 主要地方道横須賀三崎7号橋新設（上部工）工事請負契約の概要

- (1) 工 事 名 称 主要地方道横須賀三崎7号橋新設（上部工）工事
- (2) 工 事 場 所 横須賀市林五丁目地内他
- (3) 請 負 契 約 者 名 三井・北都特定建設工事共同企業体  
代表者 三井造船鉄構エンジニアリング株式会社  
代表取締役社長 松 田 篤
- (4) 請 負 契 約 金 額 6億7,241万1,132円
- (5) 工 事 着 手 年 月 日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工 事 完 成 予 定 年 月 日 平成31年11月29日

入 札 執 行 状 況 調 書

工事名称 主要地方道横須賀三崎7号橋新設（上部工）工事

- 1 開札年月日 平成29年9月27日
- 2 落札額 672,411,132円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 49,808,232円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	評 価 値	摘 要
			第 1 回入札高		
三井・北都特定建設工 事共同企業体	千葉県千葉市 美浜区中瀬	三井造船鉄構エンジニ アリング (株)	622,602,900	0.1887	落札
川田・東網特定建設工 事共同企業体	東京都北区滝 野川	川田工業 (株) 東京本 社	622,188,000	0.1880	
横河・飯田特定建設工 事共同企業体	千葉県船橋市 山野町	(株) 横河ブリッジ	638,000,000	0.1880	

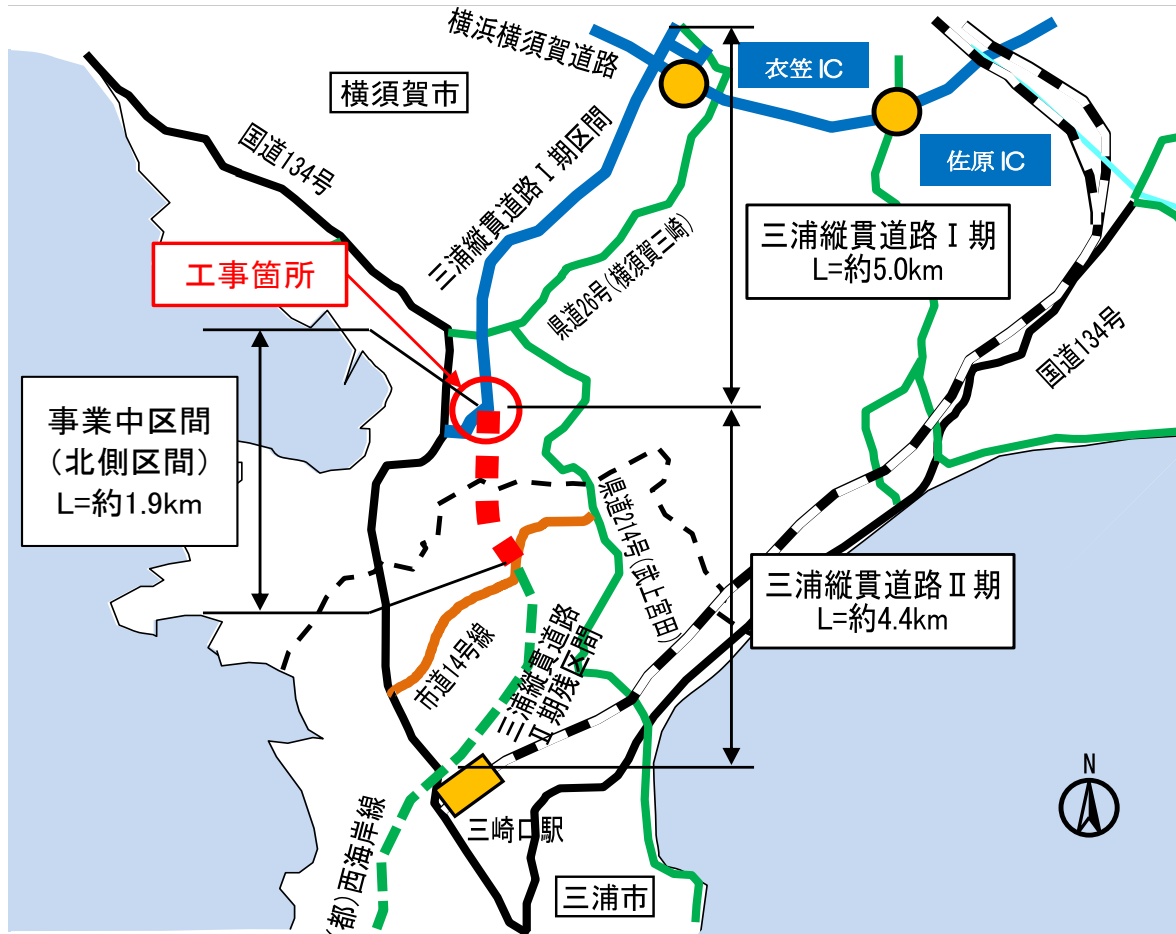
(注) 上記金額に100分の8に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(注) 本件は、「神奈川県県土整備局建設工事に係る『品質確保保証価格設定型総合評価方式』試行要領」により、請負契約者を決定したものである。上記表中の評価値は、小数第5位を切捨て。

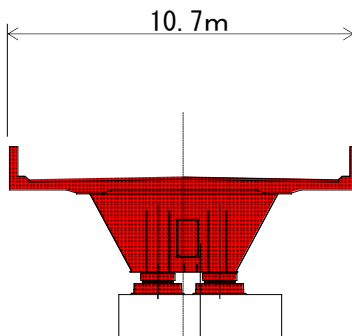
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格又は品質確保保証価格}} \times 1,000,000$$

主要地方道横須賀三崎7号橋新設（上部工）工事

【位置図】



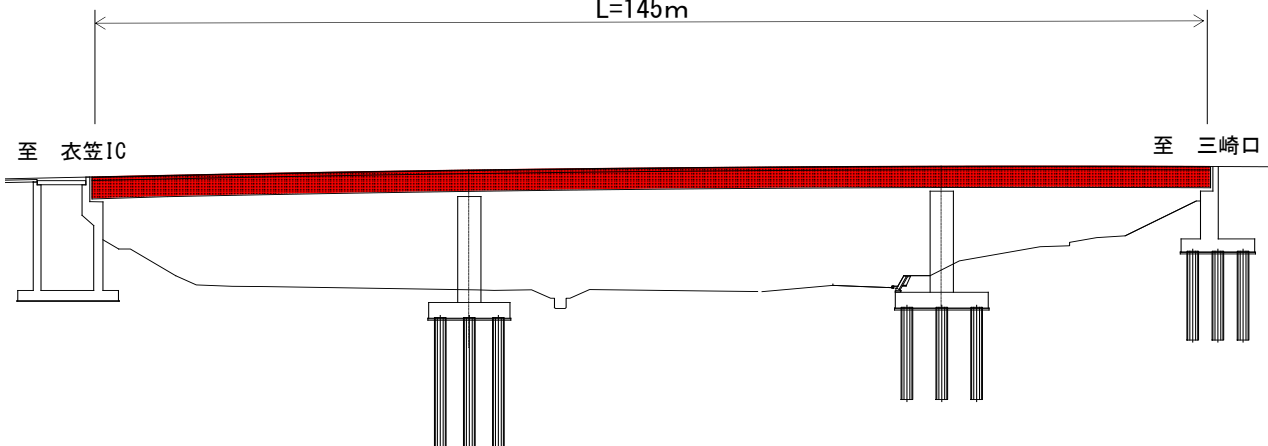
【標準断面図】



【橋梁側面図】

主要地方道横須賀三崎7号橋新設（上部工）工事

L=145m



11 一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁（上部工）工事（その2）請負契約の概要

- (1) 工 事 名 称 一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁（上部工）工事（その2）
- (2) 工 事 場 所 伊勢原市上粕屋地内
- (3) 請 負 契 約 者 名 戸田・宇野特定建設工事共同企業体  
代表者 戸田建設株式会社横浜支店  
支店長 市 原 卓
- (4) 請 負 契 約 金 額 7億820万625円
- (5) 工 事 着 手 年 月 日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工 事 完 成 予 定 年 月 日 平成31年1月31日

入 札 執 行 状 況 調 書

工事名称 一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁（上部工）工事（その2）

- 1 開札年月日 平成29年10月24日
- 2 落札額 708,200,625円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 52,459,305円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

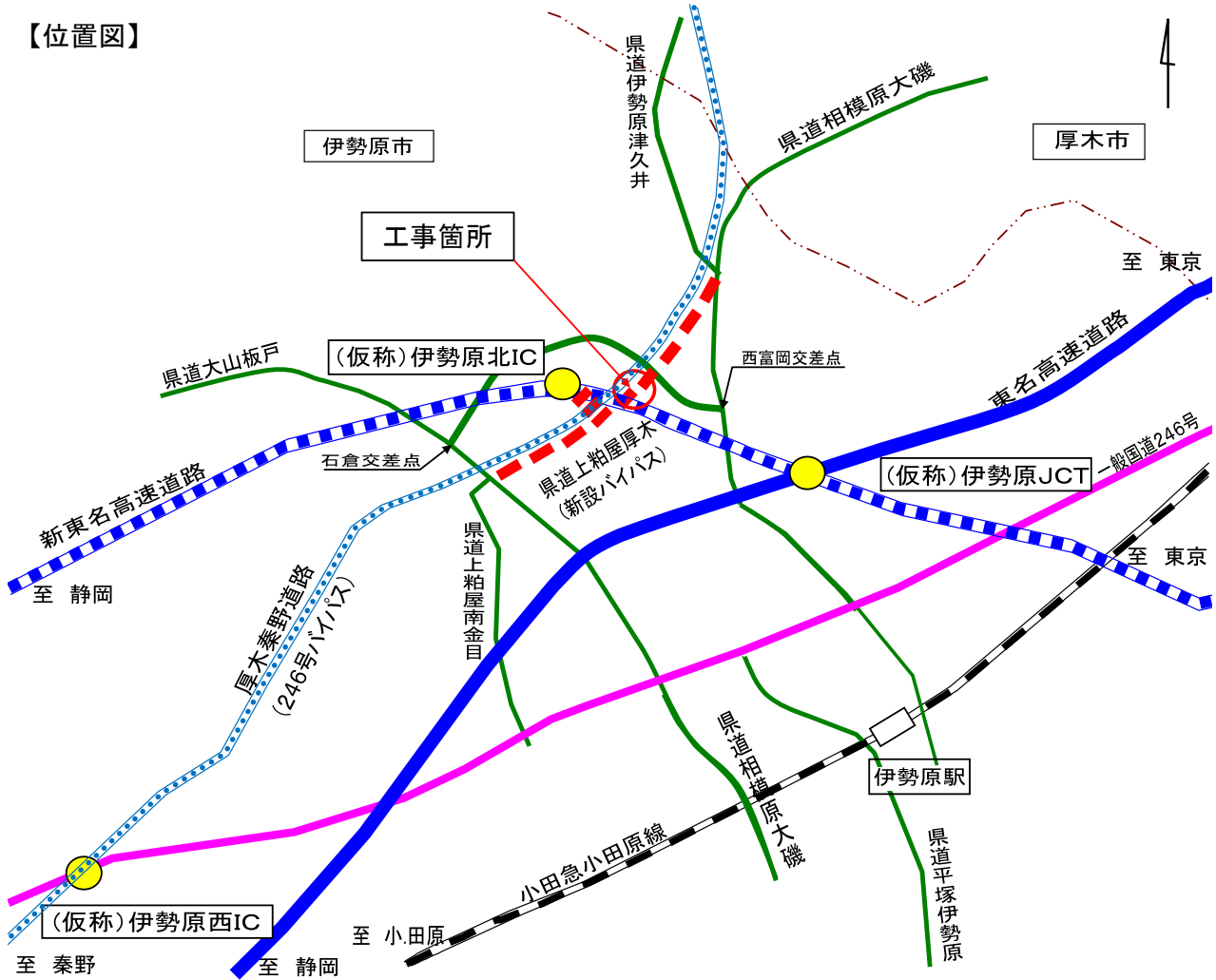
(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
戸田・宇野特定建設工事共同 企業体	横浜市中区本町	戸田建設(株)横 浜支店	655,741,320	落札
宮地・日橋特定建設工事共同 企業体	東京都中央区日 本橋富沢町	宮地エンジニアリ ング(株)	655,807,180	
I H I ・ I I K 特定建設工事 共同企業体	東京都港区芝浦	(株) I H I イン フラシステム営業 本部東京営業部	655,807,180	
三井・北都特定建設工事共同 企業体	千葉県千葉市美 浜区中瀬	三井造船鉄構エン 지니어リング (株)	655,807,180	
瀧上・佐藤特定建設工事共同 企業体	東京都中央区湊	瀧上工業(株)東 京支店	655,864,140	
JFEエンジニアリング・北日本 機械特定建設工事共同企業体	横浜市鶴見区末 広町	JFEエンジニアリ ング(株)	655,873,040	
川田・東綱特定建設工事共同 企業体	東京都北区滝野 川	川田工業(株)東 京本社	655,873,040	
角藤・トライアン特定建設工 事共同企業体	横浜市西区花咲 町	(株)角藤横浜支 店	700,000,000	
横河・横河住金特定建設工事 共同企業体	千葉県船橋市山 野町	(株)横河ブリッ ジ		辞退

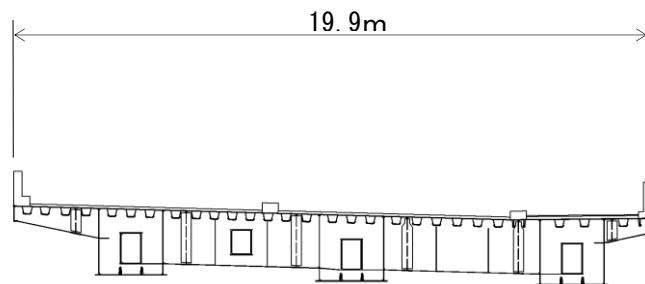
(注) 上記金額に100分の8に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

# 一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁（上部工）工事（その2）

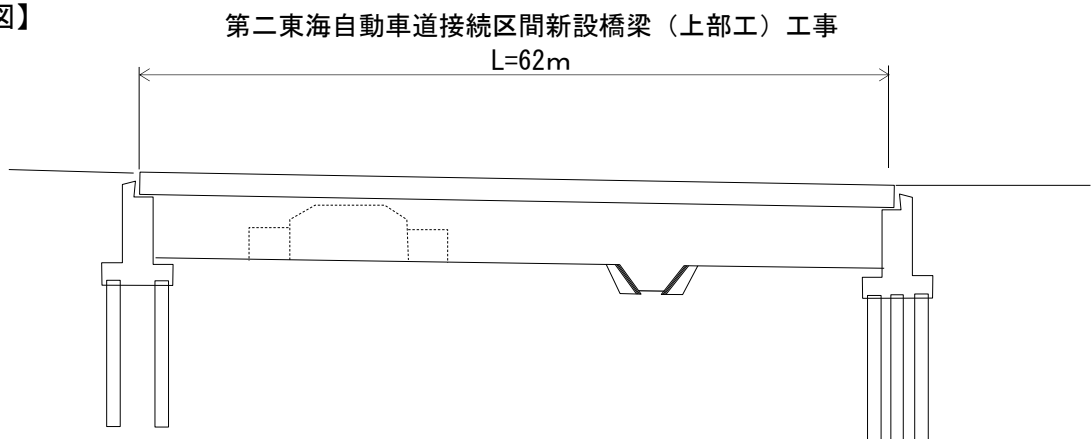
【位置図】



【標準断面図】



【橋梁側面図】



12 酒匂川流域下水道箱根小田原幹線2－2工区管渠築造工事請負契約の概要

- (1) 工 事 名 称 酒匂川流域下水道箱根小田原幹線2－2工区管渠築造工事
- (2) 工 事 場 所 小田原市荻窪地内
- (3) 請 負 契 約 者 名 不動テトラ・東神興業・富士土建特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社 不動テトラ横浜支店  
支店長 佐 野 行 俊
- (4) 請 負 契 約 金 額 14億8,046万8,525円
- (5) 工 事 着 手 年 月 日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工 事 完 成 予 定 年 月 日 平成33年3月15日

入 札 執 行 状 況 調 書

工事名称 酒匂川流域下水道箱根小田原幹線2－2工区管渠築造工事

- 1 開札年月日 平成29年10月4日
- 2 落 札 額 1,480,468,525円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 109,664,335円
- 3 入 札 回 数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

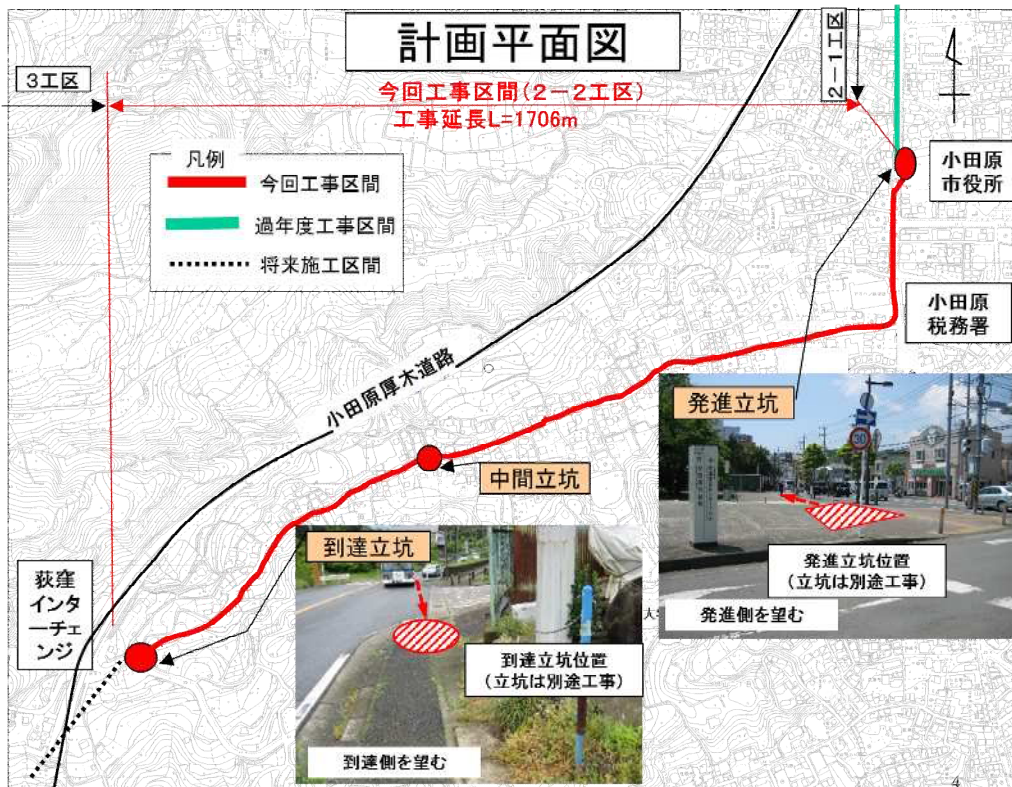
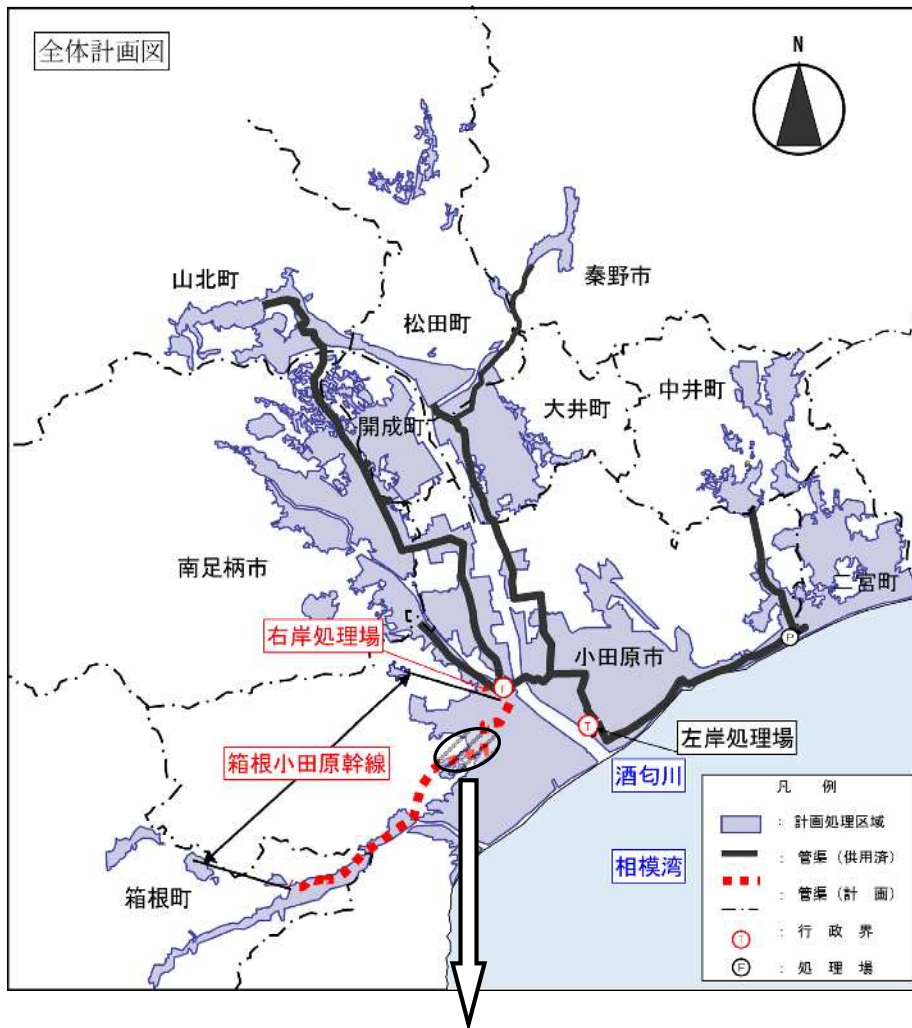
業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
不動テトラ・東神興業・富士 土建特定建設工事共同企業体	横浜市中区真砂 町	(株) 不動テトラ 横浜支店	1,370,804,190	落札
西武・小俣・森山特定建設工 事共同企業体	横浜市港北区新 横浜	西武建設(株) 横 浜支店	1,370,928,600	
フジタ・織戸・林間特定建設 工事共同企業体	横浜市中区尾上 町	(株) フジタ横浜 支店	1,370,932,080	
奥村・国土開発工業・山善特 定建設工事共同企業体	横浜市中区日本 大通	(株) 奥村組横浜 支店	1,370,940,780	
東洋・たにもと・鈴木特定建 設工事共同企業体	横浜市中区山下 町	東洋建設(株) 横 浜支店	1,370,940,780	
飛島・エス・ケイ・ディ・稲 元特定建設工事共同企業体	横浜市中区山下 町	飛島建設(株) 横 浜営業所	1,370,940,780	
熊谷・アコック・関東緑地土 木特定建設工事共同企業体	横浜市中区桜木 町	(株) 熊谷組横浜 営業所	1,370,940,780	
日本国土・大勝・肥後特定建 設工事共同企業体	横浜市中区花咲 町	日本国土開 発 (株) 横浜支店	1,370,940,780	
鴻池・奈良・寺田特定建設工 事共同企業体	横浜市中区住吉 町	(株) 鴻池組横浜 支店	1,370,976,250	
竹中土木・機動・ハギワラ特 定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲 町	(株) 竹中土木横 浜支店	1,371,078,240	
若築・土志田・横浜特定建設 工事共同企業体	横浜市中区尾上 町	若築建設(株) 横 浜支店	1,400,769,600	
大日本土木・佐藤渡辺・亀井 工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区真砂 町	大日本土木(株) 横浜支店	1,403,803,000	
福田組・小柳建設・テクノジャ パン特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲 通	(株) 福田組横浜 営業所	1,529,500,000	
鹿島・小雀・タイヨー特定建 設工事共同企業体	横浜市中区太田 町	鹿島建設(株) 横 浜支店	1,580,000,000	
青木あすなろ・岡田・水村特 定建設工事共同企業体	横浜市西区北幸	青木あすなろ建設 (株) 横浜支店		辞退
村本・田中・湘南特定建設工 事共同企業体	横浜市中区本町	村本建設(株) 横 浜支店	1,370,145,600	※失格
戸田・伊達・相模土建特定建 設工事共同企業体	横浜市中区本町	戸田建設(株) 横 浜支店	1,370,666,730	※失格
大豊・NB・中鉢特定建設工事 共同企業体	横浜市磯子区上 中里町	大豊建設(株) 横 浜営業所	1,370,731,980	※失格

(注) 上記金額に100分の8に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低制限価格を下回ったため失格。



酒匂川流域下水道 箱根小田原幹線 2 - 2 工区管渠築造工事



13 県営亀井野団地公営住宅新築工事（3期一建築）請負契約の概要

- (1) 工 事 名 称 県営亀井野団地公営住宅新築工事（3期一建築）
- (2) 工 事 場 所 藤沢市亀井野3215外
- (3) 請 負 契 約 者 名 渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社 渡辺組  
代表取締役 渡 邊 一 郎
- (4) 請 負 契 約 金 額 9億9,067万4,798円
- (5) 工 事 着 手 年 月 日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工 事 完 成 予 定 年 月 日 平成31年5月31日

入 札 執 行 状 況 調 書

工事名称 県営亀井野団地公営住宅新築工事（3期一建築）

- 1 開札年月日 平成29年10月2日
- 2 落 札 額 990,674,798円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 73,383,318円
- 3 入 札 回 数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

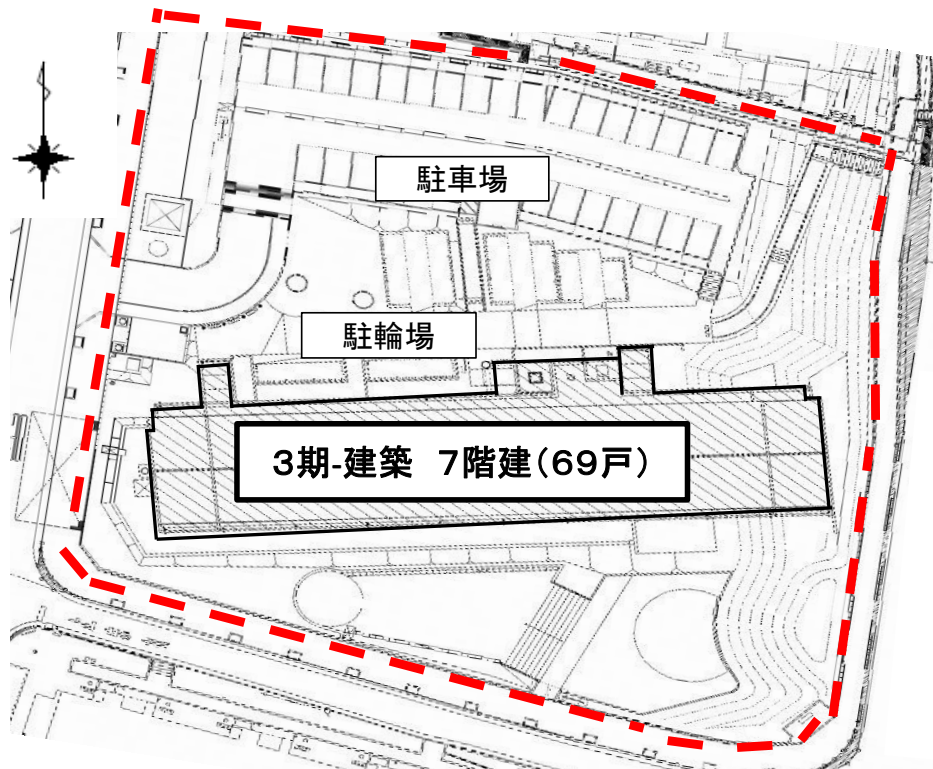
業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株) 渡辺組	917,291,480	落札
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ディ	917,316,660	
匠・成瀬特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	917,363,160	
小島・櫻内特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	917,372,460	
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市新奈川区青木町	(株) 三木組	917,381,760	
山王・協同特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	917,381,760	
アイグス・相陽特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック(株)	917,381,760	
亀井・富士特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)	917,381,760	
小雀・大野特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設(株)	917,455,230	
紅梅・岡山特定建設工事共同企業体	横浜市西区戸部本町	(株) 紅梅組	917,473,830	
久野建設・正建特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名	久野建設(株)	917,548,230	
門倉組・大旭建業特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株) 門倉組	917,557,530	
日成工事・興建特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事(株)	923,850,000	
馬淵・信友特定建設工事共同企業体	横浜市南区花之木町	馬淵建設(株)	976,000,000	
小俣組・古木建設特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株) 小俣組	986,000,000	
谷津・カナコー特定建設工事共同企業体	相模原市中央区東淵野辺	谷津建設(株)		辞退

(注) 上記金額に100分の8に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

# 県営亀井野団地公営住宅新築工事(3期-建築) 概要図



位置図



配置図

14 湘南港の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設の名 称	湘南港
イ 変更前指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成26年4月1日から平成34年3月31日まで

15 葉山港の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設の名 称	葉山港
イ 変更前指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成26年4月1日から平成34年3月31日まで